

埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制モデル工事」を試行するものである。

本要領は、埼玉県企業局が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(週休2日の定義)

第2条 モデル工事における週休2日は、契約工期のうち、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることとし、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

- 2 対象期間は、契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」とする。
- 3 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として、土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。
- 4 4週8休は、現場施工着手日から28日ごとに計画及び実績を確認するものとし、28日ごとから外れる最終期間は7日ごとに確認する。7日に満たない最終週は対象期間から除く。
- 5 現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。
- 6 休日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。
- 7 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日を含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。
- 8 地元対応等でやむを得ず、休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替休日を取得するものとする。

(対象とする工事)

第3条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。

ただし、以下の工事は除く。

- ・機械設備工事
- ・舗装工事
- ・竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・単価契約方式による工事
- ・上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

（発注方式）

第4条 モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

- ・発注者指定型
- ・受注者希望型

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

（経費の補正）

第6条 発注者指定型においては、当初の予定価格において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。ただし、厚生労働省「水道施設整備費に係る歩掛表」を適用する工事については、当該歩掛表における週休2日工事に要する費用の積算の補正係数によるものとする。

また、建築工事（建築付帯設備工事含む）については、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）のみを補正するものとする。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

2 受注者希望型においては、当初の予定価格において、次の（1）に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、閉所状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。ただし、厚生労働省「水道施設整備費に係る歩掛表」を適用する工事については、当該歩掛表における週休2日工事に要する積算に要する費用の積算の補正係数によるものとする。

また、建築工事（建築付帯設備工事含む）については、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）のみを補正するものとする。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.03	機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.01	機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

（実施方法）

第7条 発注者は、入札公告に「モデル工事」である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかに「モデル工事」の実施の意向について、工事記録で監督員に協議を行い、実施の有無を決定する。

3 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(3) 受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをPRする「掲示図（様式3）」を工事現場に設置する。

- 4 現場施工期間中は、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
 - (2) 28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
 - (3) 天候の影響や地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
 - (4) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。
 - (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。
- 5 現場施工完了時には、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
 - (2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

（その他）

第8条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年6月22日以降に公告するものから適用する。

附則

本要領は、令和2年11月27日以降に公告するものから適用する。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事(※型)」の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

<特記仕様書>

1 週休2日制モデル工事

(1) 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」の試行対象工事である。

試行の実施は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県企業局財務課ホームページで確認のこと。

埼玉県企業局財務課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/c1302/kikyoku-zaimu-nyuusatureiki.html>